

計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統確保維持計画の策定後に、運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更等が生じ、計画を変更する場合、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受ける必要があります（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項）。

ただし、以下の要件を満たす場合においては、協議会の議論を経たものとして取り扱うことにします。

1 軽微な変更（地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.-(1)-②-ア）

次のいずれをも満たす場合

- ・ 補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- ・ 補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

2 新型コロナウイルス感染症の影響により計画運行回数等を変更する場合

（令和4年4月25日付け国土交通省事務連絡）

補助対象事業者に係る計画額を減額変更する場合、協議会は補助対象事業者へ運行開始後の速やかな報告を求め、事後に計画変更申請を行うことにします。

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抄）>

（生活交通確保維持改善計画の変更）

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

<地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抄）>

②協議会について

ア. 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通

計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減

・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減

・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減

・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

＜令和4年4月25日付け国土交通省総合政策局地域交通課長／自動車局旅客課長 事務連絡（抄）＞

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により計画運行回数等を変更する場合の生活交通確保維持改善計画の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等に伴い、計画運行回数を変更する場合について、都道府県協議会等の内諾を得た場合においては、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定によらず、運行開始後に連絡を行うとともに、交付要綱第11条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の補助金交付申請の際に報告することとする。

なお、都道府県協議会等の希望により、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合はこの限りでない。

更に、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合においても、事後の申請、事後の計画認定を可能とする。